

令和2年度関税率・関税制度改正要望事項調査票（延長）

要望元：国土交通省航空局航空ネットワーク部航空事業課

品名（関税率関係）又は 制度名（関税制度関係）		航空機部分品等の免税								
改正要望の内容		関税暫定措置法第4条の免税期間の延長（令和5年3月31日まで）								
税番	統計 細分	品目	改正前税率			改正後税率			WTO 譲許税率	備考
			基本	暫定	特惠	基本	暫定	特惠		
改正要望内容の 施行期日及び適用期間		暫定措置（令和2年4月1日から令和5年3月31日まで）								
改正を要望する品目又は 制度をめぐる状況		<p>① 現状</p> <p>航空会社が使用する航空機は外国で製造されたものであることから、従前より航空会社が整備・修理にあたって使用する部分品等については、外国の航空機製造会社が指定するものを輸入し、整備・修理に当たらざるを得ない状況にある。</p> <p>こうした部分品等は、諸外国でも、我が国同様、関税を免税としている国が多く、国際的なイコールフットィングが図られている。</p> <p>② 問題点</p> <p>航空機部分品等への関税が、従前通りに免除されなければ、整備コストの上昇を招き、航空機の整備・修理の徹底による航空輸送の安全性の確保に支障を来すおそれがあるほか、我が国航空会社が、外国航空会社との厳しい国際競争を展開していく上で、不利な条件を強いられることになる。</p>								
改正の必要性と目的達成の見通し		<p>① 改正の方向性</p> <p>航空輸送の安全性の確保を図ることは航空行政にとって最重要課題であり、「航空法」に基づく耐空証明に際し、航空機の整備や修理に使用する部分品等について厳しい規制を行い、安全性の確保に万全を期しているところであるが、国産の部分品等が製造されない状況において、我が国航空会社は航空機の整備・修理に使用する部分品等を輸入に頼らざるを得ない実態にあることから、整備コストの上昇を抑えつつ、航空業界における航空機の整備・修理の徹底を図り、航空輸送の安全性を引き続き確保するためには、当該制度に代替する他の施策・手段が現状なく、社会的費用、効果、効率性から判断しても、当該輸入部分品等の免税措置が適切である。</p>								

	<p>また、我が国の成長戦略を着実に推進するためには、国際交流の拡大、経済活動の活性化を支える国際航空の競争力強化が不可欠であるが、航空機部分品等に係る関税は諸外国でも免除されているため、我が国航空会社が、外国航空会社との厳しい国際競争を展開していくには、諸外国と同様に航空機部分品等に係る関税を免除する必要がある。</p> <p>② 改正目的達成予定時期 各種航空機専用部分品等の国内生産品が供給されるようになるまで継続。</p>
改正の効果と妥当性	<p>① 改正によって期待される効果 航空輸送が国民生活・経済における重要な交通機関として定着している実態を踏まえると、航空機に使用する部分品等の関税を免除し、整備コストの軽減を図ることにより、安全で安定的な航空輸送サービスが提供されることとなるほか、利便性の高い航空ネットワークの維持が図られることとなる。</p> <p>【定量的指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 機材故障による遅延率・欠航率（安全で安定的な航空輸送サービスの提供） ・ 国内線の便数、旅客数及び地方路線数（利便性の高い航空ネットワークの維持） <p>② 改正によって生じうる影響 悪影響は、特になし。</p> <p>③ 改正の妥当性 引き続き航空機部分品等に係る関税が免除されることで、航空輸送の安全性が確保されるとともに、利便性の高い航空ネットワークが維持されるほか、我が国航空会社が、外国航空会社との厳しい国際競争を展開していくために、諸外国と同様の競争条件が担保される点においても、本免税措置の延長は、社会的に望ましいものと考えられる。</p>
政策評価・関連措置	<p>① 本要望に関連する政策評価 政策目標：6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化 施策目標：24 航空交通ネットワークを強化する</p> <p>② 当該政策評価の結果と改正の関係 航空輸送の安全性の確保と利便性の高い航空ネットワークを維持するため、引き続き本免税措置の延長が必要。</p>

③ 政府方針と改正の関係

「明日の日本を支える観光ビジョン」（平成 28 年 3 月 30 日策定）における訪日外国人旅行者数を達成するためには、利便性の高い航空ネットワークの維持が必要であるが、本免税措置の延長により、整備・修理に係る部分品等の安定的な調達が図られ、航空輸送の安全性が確保されるほか、利便性の高い航空ネットワークが維持されることとなる。

④ 関連措置

・ 関税定率法第 15 条第 1 項第 10 号（民間航空機貿易協定）に基づく免税

※民間用航空機に限定され、未完成品、素材、原材料、消耗品は対象外。

○ 改正経緯

<p>これまでの改正状況</p>	<p>昭和 26 年 関税定率法附則により免税措置を実施。 昭和 35 年 関税暫定措置法制定。 以来、継続的（3 年毎）に免税対応実施中。</p>																																													
<p>措置による効果</p>	<p>整備・修理に係る部分品等の安定的な調達により、航空輸送の安全性の確保及び利便性の高い航空ネットワークの維持がなされてきている。</p> <p>1) 機材故障による遅延率・欠航率（特定本邦社）</p> <table border="1" data-bbox="496 1218 1401 1368"> <thead> <tr> <th></th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機材故障による遅延率</td> <td>0.40%</td> <td>0.29%</td> <td>0.29%</td> <td>0.52%</td> <td>0.48%</td> </tr> <tr> <td>機材故障による欠航率</td> <td>0.07%</td> <td>0.09%</td> <td>0.08%</td> <td>0.07%</td> <td>0.07%</td> </tr> </tbody> </table> <p>2) 国内線の便数、旅客数及び地方路線数</p> <table border="1" data-bbox="496 1462 1412 1659"> <thead> <tr> <th colspan="2">年度</th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">国内線</td> <td>便数</td> <td>846</td> <td>844</td> <td>840</td> <td>845</td> <td>850</td> </tr> <tr> <td>旅客数</td> <td>9,520</td> <td>9,606</td> <td>9,812</td> <td>10,212</td> <td>10,390</td> </tr> <tr> <td colspan="2">地方路線数</td> <td>230</td> <td>230</td> <td>227</td> <td>234</td> <td>247</td> </tr> </tbody> </table> <p>※出典：航空輸送統計年報（単位 便数：千便 旅客数：万人）</p>		H26	H27	H28	H29	H30	機材故障による遅延率	0.40%	0.29%	0.29%	0.52%	0.48%	機材故障による欠航率	0.07%	0.09%	0.08%	0.07%	0.07%	年度		H26	H27	H28	H29	H30	国内線	便数	846	844	840	845	850	旅客数	9,520	9,606	9,812	10,212	10,390	地方路線数		230	230	227	234	247
	H26	H27	H28	H29	H30																																									
機材故障による遅延率	0.40%	0.29%	0.29%	0.52%	0.48%																																									
機材故障による欠航率	0.07%	0.09%	0.08%	0.07%	0.07%																																									
年度		H26	H27	H28	H29	H30																																								
国内線	便数	846	844	840	845	850																																								
	旅客数	9,520	9,606	9,812	10,212	10,390																																								
地方路線数		230	230	227	234	247																																								